

上下水道メーター検針お知らせ票(表)

上下水道メーター検針お知らせ票(裏)

上下水道メーター検針お知らせ票			お客様番号		7777011-001
令和5年10月検針分			口径 20mm	用途 家事用	設番 93011
水道通11丁目11			確認番号611 支払番号****		
旭川 次郎1様					
	上水道	下水道		上水道	下水道
今回指針	111㎡	111㎡	基本料金	1,720円	2,052円
ー) 前回指針	101㎡	101㎡	従量料金	410円	100円
	㎡	㎡	消費税及び地方消費税相当額	213円	215円
	㎡	㎡	消費税率	10%	10%
	㎡	㎡	合計金額	2,343円	2,367円
使用水量	10㎡	10㎡	請求金額	4,710円	
前回検針日	令和5年8月5日				
今回検針日	令和5年10月5日		次回検針予定日	令和5年12月15日	
通信欄					

※このお知らせ票による料金お支払いなどはできませんのでご注意ください。

検針内容の問い合わせ： 水道局お客様センター 24-3163

旭川市水道局

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目

 : 変更箇所

お客様へのお願い

□お客様の維持管理

給水装置はお客様の財産です。破損や漏水等による修理の費用はすべてお客様の負担になります。定期的にメーターを見て漏水の早期発見に努めましょう。

水道局では屋外の止水栓で水を止めていません。休止中・長期間使用しない場合には、屋内の水抜き栓で水を止めてください。

□下水道使用量について

公共下水道に排出される下水道使用量は水道使用量と同一になります。

下水道使用量と水道使用量が著しく異なる場合には水道局へ御連絡ください。

□消費税課税事業者の方へ

令和5年10月1日以降に検針する分の上下水道メーター検針お知らせ票は、本市の水道料金・下水道使用料の適格請求書となります。

本紙は感熱紙のため、変色・退色を防止するため、高温多湿・光が直接当たる場所を避けて保存してください。

・旭川市水道事業会計（水道料金）

登録番号T7-8000-2000-1171（代理交付受託者）

・旭川市下水道事業会計（下水道使用料）

登録番号T8-8000-2000-1170（代理交付委託者）

□水道局への届出について

上下水道を使用開始・中止するとき、届出内容に変更があるときは水道局へ御連絡ください。

入院等で長期間にわたり上下水道を使用しない場合には、上・下水道料金を一時使用停止することができます。

上下水道の使用開始・中止は電話連絡のほか、水道局ホームページ上でも手続きできます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/4425/p008477.html>



□お問い合わせ先（連絡先）

旭川市水道局お客様センター

TEL 0166-24-3163